

お知らせ

犯罪被害者等支援についてのお知らせ

警察庁では、11月1日から12月1日までを「犯罪被害者等支援広報啓発強化期間」と定め、広報啓発を行っています。

つきまして、町の犯罪被害者支援に係る制度の紹介として、支援についての理念や、被害の早期の回復や軽減のための見舞金制度などを定めた「下川町犯罪被害者支援条例」をご紹介します。

○概要

犯罪等により被害を被った方やその家族・遺族の方で、かつ被害発生時に町内に住んでいた方に対して、次の見舞金を支給する制度です。

傷病見舞金：犯罪被害等により1月以上の療養を要すると診断された方への10万円の見舞金を支給します。

遺族見舞金：犯罪被害等により亡くなられた被害者の配偶者等や家族の方へ30万円の見舞金を支給します。

※各見舞金の支給にあたってはその他の支給要件があります。詳細は条例や施行規則等をご覧ください。次のQRコードから確認いただけます。

■お問い合わせ

町民生活課 生活環境係
☎ 4・2511
内線118



お知らせ

林業退職金共済制度（林退共）のご案内

林退共は、昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。この制度

は、事業主の方々が、従業員の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従業員が林業界を辞めたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

●制度の特色

- ・掛金は税法上、法人では損金、個人企業では必要経費となります。
- ・掛金の一部を国が免除します。
- ・雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

●事業主の皆様へ

- ・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。
- ・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するように指導してください。

●労働者の皆様へ

- ・事業所が変わる時は共済手帳を忘れずに受け取りましょう。
- ・林業界を引退する時は、忘れずに退職金を請求しましょう。
- ・以前、林業の仕事をされていて、林退共制度に加入していた方で、退職金請求手続きをし

た心当たりのない方は、退職金を受け取っていない可能性があります。

詳細については、左記へお問い合わせください。

■お問い合わせ

独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部
☎ 03・6731・2889

・ホームページでもご案内しています。



運転免許証更新時講習 (11月4日から12月11日まで)

駅前交流プラザよろーな会場

■違反運転者講習(2時間)

11月20日(木)午後7時

■初回運転者講習(2時間)

11月13日(木)午後2時

■一般運転者講習(1時間)

11月6日(木)午後2時

11月13日(木)午後5時30分

12月4日(木)午後2時

12月11日(木)午後5時30分

■優良運転者講習(30分)

11月6日(木)午後1時

11月20日(木)午後6時

12月4日(木)午後1時

12月11日(木)午後7時

下川交通防犯センター会場

■優良運転者講習(30分)

11月4日(火)午後1時